

Machine Type 1700 および 1701



保証およびサポート情報

Machine Type 1700 および 1701



保証およびサポート情報

お願い: 本書および本書で紹介する製品をご使用になる前に、23 ページの『特記事項』に記載されている情報をお読みください。

本マニュアルに関するご意見やご感想は、次の URL からお送りください。今後の参考にさせていただきます。

<http://www.ibm.com/jp/manuals/main/mail.html>

(URL は、変更になる場合があります)

お客様の環境によっては、資料中の円記号がバックスラッシュと表示されたり、バックスラッシュが円記号と表示されたりする場合があります。

原 典: Machine Types 1700 and 1701
Warranty and Support Information

発 行: 日本アイ・ピー・エム株式会社

担 当: ナショナル・ランゲージ・サポート

第1刷 2005.11

この文書では、平成明朝体™W3、平成明朝体™W7、平成明朝体™W9、平成角ゴシック体™W3、平成角ゴシック体™W5、および平成角ゴシック体™W7を使用しています。この(書体*)は、(財)日本規格協会と使用契約を締結し使用しているものです。フォントとして無断複製することは禁止されています。

注* 平成明朝体™W3、平成明朝体™W7、平成明朝体™W9、平成角ゴシック体™W3、
平成角ゴシック体™W5、平成角ゴシック体™W7

© Copyright International Business Machines Corporation 2004, 2005. All rights reserved.

© Copyright IBM Japan 2005

目次

ヘルプおよび技術援助の入手	1
依頼する前に	1
資料の使用	1
ヘルプおよび情報を WWW から入手する	2
ソフトウェアのサービスとサポート	2
ハードウェアのサービスとサポート	2
「IBM の保証の内容と制限」 Z125-4753-08 04/2004	3
第 1 章 - 共通条項	3
第 2 章 - 各国固有の条項	6
第 3 章 - 保証情報	20
特記事項	23
当版に関する特記事項	23
商標	24
重要事項	25
索引	27

ヘルプおよび技術援助の入手

ヘルプ、サービス、技術支援、または IBM 製品に関する詳しい情報が必要な場合は、IBM がさまざまな形で提供している支援をご利用いただけます。この付録では、IBM と IBM 製品に関する追加情報の入手先、@server[®] または IntelliStation[®] システム、あるいはオプション装置で問題が発生した場合の対処方法、およびサービスが必要になった場合の連絡先について記載しています。

依頼する前に

連絡する前に、以下の手順を実行して、必ずお客様自身で問題の解決を試みてください。

- ケーブルがすべて接続されていることを確認します。
- 電源スイッチをチェックして、システムおよびすべてのオプション装置の電源がオンになっていることを確認します。
- ご使用のシステムに付属の資料に記載のトラブルシューティング情報を参照するか、診断ツールを使用します。診断ツールについては、IBM Support Web サイトの「ハードウェア・メンテナンスおよびトラブルシューティング・ガイド」に記載されています。
- <http://www.ibm.com/servers/storage/support/> で、テクニカル情報、ヒント、および新規デバイス・ドライバーを調べるか、情報を要求します。

多くの問題は、IBM 製品に付属のオンライン・ヘルプおよび説明資料に記載のトラブルシューティング手順を実行することで、外部の支援なしに解決することができます。@server および IntelliStation システムに付属の資料には、ユーザーが実行できる診断テストについても記載しています。大部分の @server と IntelliStation システム、オペレーティング・システム、およびプログラムには、トラブルシューティング手順やエラー・メッセージおよびエラー・コードに関する説明書が付属しています。ソフトウェアの問題だと考えられる場合は、オペレーティング・システムまたはプログラムの資料を参照してください。

資料の使用

IBM @server または IntelliStation システム、およびプリインストール・ソフトウェア、あるいはオプション装置に関する情報は、製品に付属の資料に記載されています。資料には、印刷された説明書、オンライン資料、README ファイル、およびヘルプ・ファイルがあります。診断プログラムの使用方法については、システム資料にあるトラブルシューティングに関する情報を参照してください。トラブルシューティング情報または診断プログラムを使用した結果、デバイス・ドライバーの追加や更新、あるいは他のソフトウェアが必要になることがあります。IBM は WWW に、最新の技術情報を入手したり、デバイス・ドライバーおよび更新をダウンロードできるページを設けています。これらのページにアクセスするには、<http://www.ibm.com/support/jp/> に進み、説明に従ってください。一部の資料は、「IBM Publications Center」(<http://www.ibm.com/shop/publications/order/>) で注文することもできます。

ヘルプおよび情報を WWW から入手する

WWW 上の IBM Web サイトには、IBM @server および IntelliStation システム、オプション装置、サービス、およびサポートについての最新情報が提供されています。IBM xSeries[®] および BladeCenter[®] に関する情報を入手するためのアドレスは <http://www.ibm.com/eserver/xseries/> です。IBM IntelliStation に関する情報を入手するためのアドレスは <http://www.ibm.com/intellistation/> です。

ご使用の IBM システム (サポート対象のオプション装置を含む) に関するサービス情報は、<http://www.ibm.com/support/jp/> で入手できます。

ソフトウェアのサービスとサポート

IBM[®] サポート・ラインを使用すると、xSeries サーバー、BladeCenter 製品、IntelliStation ワークステーション、および装置の使用法、構成、およびソフトウェアの問題について、電話による援助を有料で受けることができます。使用する国または地域で、サポート・ラインがサポートする製品について詳しくは、<http://www.ibm.com/services/sl/products/> をご覧ください。

サポート・ラインおよび各種の IBM サービスについて詳しくは、<http://www.ibm.com/services/> をご覧になるか、あるいは <http://www.ibm.com/planetwide/> で、サポート電話番号をご覧ください。米国およびカナダの場合は、1-800-IBM-SERV (1-800-426-7378) に電話してください。

ハードウェアのサービスとサポート

ハードウェアの保守は、IBM サービスか IBM 販売店を通じて受けることができます (販売店が IBM から保証サービスを行う許可を得ている場合)。サポートについては、<http://www.ibm.com/jp/services/its/support/eservice/> を参照してください。米国およびカナダの場合は、1-800-IBM-SERV (1-800-426-7378) に電話してください。

米国およびカナダでは、ハードウェア・サービスおよびサポートは、1 日 24 時間、週 7 日ご利用いただけます。英国では、これらのサービスは、月曜から金曜までの午前 9 時から午後 6 時までご利用いただけます。

「IBM の保証の内容と制限」 Z125-4753-08 04/2004

第 1 章 - 共通条項

第 1 章 - 共通条項

この「保証の内容と制限」(以下、「本書」といいます)は、第 1 章 - 共通条項、第 2 章 - 各国固有の条項、および第 3 章 - 保証情報、により構成されています。第 2 章には、第 1 章記載の条項を変更または置き換える条項が記載されている場合があります。本書に記載の保証は、お客様が再販売の目的でなく自己使用の目的で購入する機械にのみ適用されます。「機械」とは、IBM 機械本体、機構、コンバージョン、アップグレード、装置構成部、アクセサリ、またはその組み合わせを意味します。「機械」には、機械にあらかじめ導入されていたか、後に導入されたかに拘らず、いかなるソフトウェア・プログラムも含まれません。本書は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

本保証の適用対象

IBM は、各機械が IBM 所定の仕様 (以下、「仕様」といいます) どおり良好に稼動することを保証します。お客様は、この仕様を請求し入手できます。本機械の保証期間は、第 3 章 - 保証情報で特定される期間とし、機械の引渡日から開始します。機械の引渡日は、IBM または IBM ビジネス・パートナーが別途規定・通知する以外は、お客様の納品書もしくは領収書上の日付とします。多くの機構、コンバージョン、またはアップグレードは、部品の取り外しおよび IBM への返却を伴います。かかる場合取り外された部品に対する保証サービスの条件が、そのまま交換部品に適用されます。IBM が別途定める場合を除き、本書は、お客様が IBM 機械を購入された国または地域においてのみ適用されます。

本保証は、お客様に提供される保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示もしくは黙示の保証責任または保証条件に代わるものとします。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証責任の制限が禁じられる場合、強行規定の制限を受けるものとします。この場合の保証も機械の保証期間内に限定され、当該保証期間終了後は、いかなる保証も適用されません。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の制限が禁じられている場合、強行規定の制限を受けるものとします。

本保証の適用除外

本保証は、以下のものに適用されません。

- 本機械にあらかじめ導入されていたか、後に導入されたかにかかわらず、すべてのソフトウェア・プログラム
- 誤用 (IBM が文書にて認めた容量および能力を超えた使用を含む)、事故、災害、変更、IBM 所定の設備条件および稼動環境に合致しない環境、またはお客様によってなされた不適切な保守から生じる故障
- IBM に保証責任のない製品により引き起こされた故障

- すべての他社製品。他社製品にはお客様のご要望により IBM が調達し、IBM 機械と共にまたは組み込んで提供する他社製品を含みます。

機械または部品の ID ラベルが変更もしくは取り外された機械についての保証は無効となります。

IBM は、機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないことを保証するものではありません。

保証期間中の機械に対し提供される技術的またはその他のサポート (例えば、使用方法、機械のセットアップや導入に関する問い合わせに対する応答など) については、いかなる保証も適用されません。

保証サービスの利用方法

機械が保証期間中に仕様どおりの良好な稼動状態でなくなった場合には、IBM または IBM ビジネス・パートナーにご連絡ください。IBM への製品登録を行っていない場合は、保証サービスを受ける権利の証として、保証書等の購入証明書の提示を求められる場合があります。

問題を解決するために IBM が行うこと

IBM にサービスを依頼する場合は、IBM が指定する問題の判別と解決の手順に従ってください。技術者の電話による対応もしくは IBM の Web サイトを通じたやりとりにより、お客様の問題の初期診断が行われます。

本機械に適用される保証サービスの種類は、第 3 章 - 保証情報で指定されています。

IBM インターネット Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定の機械コード (IBM 機械と一緒に提供される、マイクロコード、BIOS (基本入出力システム)、ユーティリティー・プログラム、デバイス・ドライバー、診断プログラム) およびその他のソフトウェアのアップデートについては、IBM が提供する取扱説明に従ってお客様の責任でダウンロードし、導入してください。

キーボード、マウス、スピーカー、メモリー、ハード・ディスクなどのカスタマー交換可能ユニット (以下「CRU」といいます) を使用して問題を解決できる場合には、IBM は お客様が導入できるように CRU を出荷します。

機械が保証期間中に仕様どおりの稼動状態でなくなったときに、電話または Web サイトを通じた対応もしくは機械コードまたはソフトウェアの更新、または CRU を使用しても問題を解決できない場合には、IBM または IBM により保証サービスを提供することが認められたビジネス・パートナーは、その判断により、1) 機械を修理して保証どおり稼動させるか、または 2) 少なくとも機能的に同等の機械と交換します。IBM が機械を修理もしくは交換できない場合、お客様は、この機械を購入元に返却することにより、支払済代金の返金を受けることができます。

さらに IBM または IBM ビジネス・パートナーは、機械に対し適切であると判断した技術的変更を実施することがあります。

機械または部品の交換

保証サービスが機械または部品の交換を伴う場合、IBM または IBM ビジネス・パートナーにより取り外された旧部品または機械は IBM の所有とし、取り付けられた交換部品または機械はお客様の所有となります。お客様は取り外された部品が IBM 純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼動し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとして扱います。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サービスの条件を引き継ぎます。

お客様のその他の責任

お客様は、IBM または IBM ビジネス・パートナーが機械または部品の交換を行う前に保証が適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、付加物を取り外すものとします。

お客様は、次の各号に同意するものとします。

1. 機械に交換を妨げる担保等の法的な制約がないことを保証すること。
2. お客様の所有に属さない機械に、IBM または IBM ビジネス・パートナーがサービスを提供することについて、機械の所有者から承諾を得ること。
3. 次に該当する場合、サービスを受ける前に:
 - a. IBM または IBM ビジネス・パートナーが提供するサービス要求の手順に従うこと。
 - b. 機械に含まれるすべてのプログラム、データおよび資源を安全に保管すること。
 - c. IBM または IBM ビジネス・パートナーが保証サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにすること。
 - d. 機械の設置場所の変更を IBM および IBM ビジネス・パートナーに知らせること。
4. (a) 個人を特定する、または特定し得るすべての情報 (以下「個人データ」といいます) が、技術的に可能な範囲で機械から削除されたことを確認すること。
(b) IBM、または IBM ビジネス・パートナーが本書に基づく義務を履行するために必要と判断した場合に、機械に残っている個人データをお客様のために処理することを認めること。この処理は IBM の指定する第三者が行なうことがあり、この処理のために海外の IBM サービス・ロケーションへ機械が配送されることがあります。(c) この処理が、個人データに対し適用されるいかなる法律をも遵守していることを確認すること。

責任の制限

お客様の機械が 1) IBM の占有下にある場合、および 2) IBM の費用負担で輸送中の場合における機械の滅失破損については IBM の責任とします。

IBM も IBM ビジネス・パートナーも、いかなる場合であれ、お客様が IBM に返却した機械に含まれるお客様の機密情報、専有情報または個人情報については責任を負いません。お客様は、機械を IBM または IBM ビジネス・パートナーに送付する前に、これらの情報を削除または消去して下さい。

お客様が IBM の責に帰すべき事由 (契約不履行、過失、不実表示または不法行為等を含みます) に基づく損害に対して救済を求める場合、IBM の賠償責任は、請求の原因を問わず、次の各号に定めるものに限られます。

1. 生命・身体または有体物に対する賠償責任。
2. お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった当該「機械」の売買価格相当額 (ただし、定期払料金の場合には、12 か月分相当分) の金額を限度とする金銭賠償責任。この条項において「機械」には、機械コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

この責任の制限は、IBM に機械を提供したサプライヤーおよび IBM ビジネス・パートナーに対する損害賠償請求にも適用されるものとします。お客様は、IBM、サプライヤーおよび IBM ビジネス・パートナーに対して重複して損害賠償を請求することはできません。

いかなる場合においても、IBM および IBM のサプライヤーならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。1) 第三者からの賠償請求に基づく損害 (本項の上記 1. の賠償責任の場合を除く)、2) データの喪失、または損傷、3) 特別損害、付随的損害、間接損害およびその他の拡大損害、4) 逸失した利益、ビジネス上の収益、信用あるいは節約すべかりし費用。国または地域によっては、法律の強行規定により、上記の責任の制限が適用されない場合があります。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の制限が禁じられている場合、強行規定の制限を受けるものとします。

準拠法

両当事者は法原理の矛盾に関する場合を除き、本書から生じる、もしくは本書に関連する両当事者のすべての権利義務を、規律、解釈、実施するために、お客様が「機械」を購入された国の法律を適用することに同意するものとします。

以上の保証は、お客様に一定の法的権利を与えておりますが、国または地域によって異なる場合があります。

裁判管轄権

両当事者の権利および義務については、お客様が「機械」を購入された国の裁判所を管轄裁判所とします。

第 2 章 - 各国固有の条項

アメリカ

アルゼンチン

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らブエノスアイレス市直轄商事裁判所によって解決されるものとします。

ボリビア

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らラパス市の法廷によって解決されるものとします。

ブラジル

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らリオデジャネイロ州、リオデジャネイロの法廷によって解決されるものとします。

チリ

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らサンティアゴの民事裁判所によって解決されるものとします。

コロンビア

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らコロンビア共和国の裁判官によって解決されるものとします。

エクアドル

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らキトの裁判官によって解決されるものとします。

メキシコ

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らメキシコシティー連邦区の連邦裁判所によって解決されるものとします。

パラグアイ

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らアスンシオン市の法廷によって解決されるものとします。

ペルー

責任の制限: 本条の最後に次のように追加します。

ペルーの民法第 1328 条に基づき、本条で指定された制限と適用除外は IBM の故意の不法行為 ("dolo") または重大な過失 ("culpa inexcusable") には適用されません。

ウルグアイ

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らモンテビデオ市の法廷によって解決されるものとしします。

ベネズエラ

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らカラカス首都圏の法廷によって解決されるものとしします。

北アメリカ地域

保証サービスの利用方法: 本条に次のように追加します。

カナダまたはアメリカ合衆国において保証サービスを得るには、1-800-IBM-SERV (426-7378) に電話してください。

カナダ

責任の制限: 本条の第 1 項を次のように置き換えます。

1. IBM の過失によってお客様に生じた身体、生命または有体物に対する賠償責任。

準拠法: 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

オンタリオ州の法律。

アメリカ合衆国

準拠法: 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

ニューヨーク州の法律。

アジア太平洋

オーストラリア

本保証の適用対象: 本条に次の段落を追加します。

本条の保証条件は、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の法規に基づくお客様の権利に追加するものであり、適用される法規によって認められる範囲においてのみ制限されます。

責任の制限: 本条に次のように追加します。

IBM が、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の法規に基づく黙示の条件または保証に違反した場合は、IBM の損害賠償責任は、IBM が商品を提供する場合、この製品の修理もしくは交換または同等の製品との交換に限ります。ただし、当該条件または保証が個人的または家庭用に使用または消費する目的の商品に対する販売権、平穩的占有権または明示的所有権に関連する場合は、本条記載の責任制限は適用されません。

準拠法: 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

州または地域の法律

カンボジアおよびラオス

準拠法: 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

アメリカ合衆国ニューヨーク州の法律。

カンボジア、インドネシア、およびラオス

仲裁: この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効な Singapore International Arbitration Center (SIAC) の規則に従ってシンガポールにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つことになります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合は、議長は SIAC の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容と制限」よりも優先されます。

香港 (中国の特別行政区) およびマカオ (中国の特別行政区)

準拠法: 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

香港 (中国特別行政区) の法律。

インド

責任の制限: 本条の第 1 項および第 2 項を次のように置き換えます。

1. お客様に生じた身体、生命および有体物に対する賠償責任は IBM の過失の場合に限られます。
2. この「保証の内容と制限」に基づく、あるいはこれに関連する IBM の契約不履行により、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の直接原因となった機械の支払済みの売買価格相当額。この条項において「機械」には、機械コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

仲裁: この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なインドの法律に従って、インド共和国バンガロールにおける仲裁により最終的に解決されるも

のとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つこととなります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合は、議長は Bar Council of India の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容と制限」よりも優先されます。

日本

準拠法: 本条に次の文を追加します。

本書に関する疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

マレーシア

責任の制限: 5 番目の段落の第 3 項の『*SPECIAL*』という語は、削除されます。

ニュージーランド

本保証の適用対象: 本条に次の段落を追加します。

本条に規定される保証条件は、Consumer Guarantees Act 1993 またはその他の強行法規に基づくお客様の権利に追加するものです。ただし Consumer Guarantees Act 1993 は、同法で定義するビジネスを目的として IBM が提供した製品についてはいかなる場合も適用されません。

責任の制限: 本条に次のように追加します。

お客様が Consumer Guarantees Act 1993 で規定するビジネスの目的以外で製品またはサービスを取得した場合には、本条の責任の制限は当該法律の適用を受けるものとします。

中華人民共和国 (PRC)

準拠法: 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

アメリカ合衆国ニューヨーク州の法律 (地域法により別の定めがある場合を除く)。

フィリピン

責任の制限: 5 番目の段落の第 3 項を、次のように置き換えます。

特別損害 (名目的損害および懲罰的損害を含む)、道徳的損害、付随的損害、間接損害、およびその他の拡大損害。

仲裁: この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なフィリピンの法律に従ってフィリピン共和国首都マニラにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つこととなります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合は、議長は Philippine Dispute Resolution Center, Inc. の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容と制限」よりも優先されます。

シンガポール

責任の制限: 5 番目の段落の第 3 項の『SPECIAL』 および『ECONOMIC』は、削除します。

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 地域

以下の事項がすべての EMEA 諸国に適用されます。

本書の各条項は、IBM または IBM ビジネス・パートナーより購入された機械に適用されます。

保証サービスの利用方法:

西ヨーロッパ (アンドラ、オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、バチカン市国、および本「保証の内容と制限」の送付日以降に EU に加盟したすべての国) に次の段落を追加します。

西ヨーロッパで購入された機械の保証は、IBM がその国でかかる機械を発表し、かつ販売していることを条件に、すべての西ヨーロッパ諸国で有効であり、適用されます。

お客様が、機械を上記の西ヨーロッパ諸国で購入された場合は、お客様が保証サービスの提供を望む国で IBM がかかる機械を発表し販売していることを条件に、これらのいずれかの国においても、IBM により保証サービスを提供することが認められた IBM ビジネス・パートナーまたは現地の IBM より機械の保証サービスを受けることができます。

お客様が、パーソナル・コンピューター・マシンをアルバニア、アルメニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、ユーゴスラビア連邦共和国、マケドニア共和国 (FYROM)、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア共和国、スロベニア、またはウクライナで購入された場合は、これらのいずれの国においても IBM により保証サービスを提供することが認められた IBM ビジネス・パートナーまたは現地の IBM より機械の保証サービスを受けることができます。

お客様が機械を中近東またはアフリカ諸国で購入された場合、購入された国において IBM 法人が保証サービスを提供している場合は、当該 IBM 法人より、その機械に対する保証サービスを受けることができます。あるいは、その国でその機械に対して保証サービスを提供するよう IBM が認定した IBM ビジネス・パートナーより保証サービスを受けることができます。アフリカにおける保証サービスは、IBM により認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメートルの範囲内で利用することができます。IBM により認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメートルを超える場所では、機械の輸送費用をお客様が負担する責任を負います。

準拠法:

「機械を購入された国の法律」という句を、次のように置き換えます。

1) アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、マケドニア共和国、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、およびユーゴスラビア連邦共和国 では、「オーストリアの法律」。2) アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサオ、コートジボアール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フトーナでは、「フランスの法律」。3) エストニア、ラトビア、およびリトアニアでは、「フィンランドの法律」。4) アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、マラウィ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合

王国 (英国)、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエでは、「英国の法律」。 および 5) 南アフリカ、ナミビア、レソト、およびスワジランドでは、「南アフリカの法律」。

裁判管轄権: 本条に以下の例外を追加します。

1) オーストリアでは、本「保証の内容と制限」に起因する、または関連して生じるすべての紛争 (本書の存在も含めて) は、オーストリア、ウィーン (インナー・シティ) の管轄裁判所に委ねられます。 2) アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、マラウィ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書の執行に関連したすべての紛争は、略式裁判手続きを含め、英国法廷の専属管轄権により処理されるものとします。 3) ベルギーおよびルクセンブルグでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書の解釈あるいは執行に関連したすべての紛争は、お客様の登録営業所所在地または営業地あるいはその両方の存在する国の首都の法律および法廷のみが管轄権を有します。 4) フランス、アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサオ、コートジボアール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フトーナでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書への違反または執行に関連したすべての紛争は、略式裁判手続きを含め、専らパリの商事裁判所により解決されるものとします。 5) ロシアでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書の解釈、違反、終了、執行の無効性に関連したすべての紛争はモスクワの仲裁裁判所によって解決されるものとします。 6) 南アフリカ、ナミビア、レソトおよびスワジランドでは、本「保証の内容と制限」に関連するすべての紛争は、ヨハネスブルグの高等裁判所の管轄権に委ねられ処理されることに両当事者は同意するものとします。 7) トルコでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書に関連したすべての紛争は、トルコ共和国イスタンブールの Istanbul Central (Sultanahmet) Courts and Execution Directorates によって解決されるものとします。 8) 次の国々では、本「保証の内容と制限」に起因するすべての法的申し立ては専ら以下に示した都市の管轄裁判所に提出され、解決されるものとします。 a) ギリシャではアテネ、 b) イスラエルではテルアビブ・ヤフォ、 c) イタリアではミラノ、 d) ポルトガルではリスボン、そして e) スペインではマドリッド。 9) 英国では、本「保証の内容と制限」に関連したすべての紛争は、英国法廷の裁判権に委ねられ処理されることに両当事者は同意するものとします。

仲裁: この見出しの下に以下を追加します。

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、マケドニア共和国、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタ

ン、およびユーゴスラビア連邦共和国では、本「保証の内容と制限」に起因する、または本書への違反行為、終了または無効性に関連したすべての紛争は、Rules of Arbitration and Conciliation of the International Arbitral Center of the Federal Economic Chamber in Vienna (ウィーン・ルール) の下で、このルールに従って任命された 3 人の仲裁人によって最終的に解決されるものとします。この仲裁は、オーストリアのウィーンで行なわれ、仲裁手続きの公用語は英語とします。仲裁人の裁定は最終的なものであり、当事者双方に対する拘束力を持つものとします。したがって、オーストリア民事訴訟法第 598 (2) 項に基づいて、当事者双方は同訴訟法第 595 (1) 項、図 7 の適用を明示的に放棄するものとします。ただし、IBM は機械が据え付けられた国の管轄裁判所に訴訟を起こす場合があります。

エストニア、ラトビアおよびリトアニアでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、紛争発生時に有効なフィンランドの仲裁法に従って、フィンランドのヘルシンキで行なわれる仲裁で最終的に解決されるものとします。各当事者は 1 人の仲裁人を任命するものとします。2 人の仲裁人は議長を任命します。両仲裁人が、議長について合意できない場合は、ヘルシンキの Central Chamber of Commerce が議長を任命するものとします。

EU

以下の事項が、すべての EU 諸国に適用されます。

EU 諸国で購入された機械の保証は、IBM がその国でかかる機械を発表し、かつ販売していることを条件に、すべての EU 諸国で有効であり、適用されます。

保証サービスの利用方法: 本条に次のように追加します。

EU 諸国において、IBM より保証サービスを受けるには、第 3 章の『保証情報』のテレホン・リストを参照してください。

IBM の以下のアドレスに連絡を取ることもできます。

IBM Warranty & Service Quality Dept.
PO Box 30
Spango Valley
Greenock
Scotland PA16 0AH

消費者

消費者は、各国の売買に関する消費者保護法に基づく権利を有します。本「保証の内容と制限」に規定する保証は、かかる消費者の権利を変更するものではありません。

オーストリア、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンおよびスイス

責任の制限: 本条の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

1. 本「保証の内容と制限」に規定される、または本書に関連する IBM の義務の履行の結果生じる、または本書に関連したその他の原因によって生じるいかなる損

害および損失に対する IBM の責任は、かかる義務の不履行 (IBM に過失がある場合) またはかかる原因により現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、お客様が機械に支払った売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限定されません。この条項において「機械」には、機械コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

上記の制限は、法的に IBM の責に帰する生命・身体または有体物に対する賠償責任には適用されません。

2. いかなる場合においても、IBM および IBM のサプライヤーならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについて賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、2) 付随的損害または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえば、損害を発生させた事象の直接的結果として発生したものであっても) あるいは、4) 逸失したビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

フランスおよびベルギー

責任の制限: 本条の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

1. 本「保証の内容と制限」に規定される、または本書に関連する IBM の義務の履行の結果生じるいかなる損害および損失に対する IBM の責任は、かかる義務の不履行 (IBM に過失がある場合) により現実に発生した通常かつ直接の損害に対するお客様が損害の原因となった機械の購入時に支払われた売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限定されます。この条項において「機械」には、機械コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

上記の制限は、法的に IBM の責に帰する生命・身体または有体物に対する賠償責任には適用されません。

2. いかなる場合においても、IBM および IBM のサプライヤーならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについて賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、2) 付随的損害または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえば、損害を発生させた事象の直接的結果として発生したものであっても) あるいは、4) 逸失したビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

次に指定されている国には、以下の事項が適用されます。

オーストリア

本「保証の内容と制限」の規定は、適用可能なすべての法的保証に置き換わるものです。

本保証の適用対象: 本条の最初の段落の最初の文を次のように置き換えます。

IBM 機械に対する保証は、機械の通常使用に対する機能および機械の仕様の合致を保証するものです。

本条に次の段落を追加します。

保証不履行に対する訴訟中の消費者への保証期間は最小限、法定期間とします。

IBM または IBM ビジネス・パートナーが機械を修理できない場合、お客様は IBM

に対して修理できない機械の対価を換算し、そこから算定される金額を一部返金として要求すること、または、当該機械に対する契約を解除し、支払済みの代金の返金を要求することができます。

2 番目の段落は適用されません。

問題を解決するために IBM が行うこと: 本条に次の事項を追加します。

保証期間中の故障した機械の IBM への輸送費用を IBM が弁済するものとします。

責任の制限: 本条に次の段落を追加します。

本条に基づく損害賠償責任の制限は、IBM の不法行為または重過失の場合および明示保証には適用されません。

次の文を第 2 項の最後に追加します。

本項の損害賠償責任は、IBM による通常の過失に基づく重要な契約条件の違反の場合に限ります。

エジプト

責任の制限: 本条の第 2 項を次のように置き換えます。

お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の直接原因となった機械の支払済みの総額を限度額とする金銭賠償責任。この条項において「機械」には、機械コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

IBM ビジネス・パートナーに対する条件は変更ありません。

フランス

責任の制限: 本条の最初の段落の 2 番目の文を次のように置き換えます。

お客様が損害に対して救済を求める場合、IBM の賠償責任は請求の原因を問わず、次の各号に定めるものを上限とします。(第 1 項および第 2 項は変更ありません。)

ドイツ

本保証の適用対象: 本条の最初の段落の最初の文を次のように置き換えます。

IBM 機械に対する保証は、機械の通常使用に対する機能および機械の仕様の合致を保証するものです。

本条に次の段落を追加します。

機械に対する最低保証期間は 12 か月です。IBM または IBM ビジネス・パートナーが機械を修理できない場合、お客様は IBM に対して修理できない機械の対価を換算し、そこから算定される金額を一部返金として要求すること、または、当該機械に対する契約を解除し、支払済みの代金の返金を要求することができます。

2 番目の段落は適用されません。

問題を解決するために IBM が行うこと: 本条に次の事項を追加します。

保証期間中の機械の IBM 所定のサービス・センターへの輸送は、IBM の負担にて行います。

責任の制限: 本条に次の段落を追加します。

本条に基づく損害賠償責任の制限は、IBM の不法行為または重過失の場合および明示保証には適用されません。

次の文を第 2 項の最後に追加します。

本項の損害賠償責任は、IBM による通常の過失に基づく重要な契約条件の違反の場合に限ります。

ハンガリー

責任の制限: 本条の最後に次のように追加します。

本条に規定された制限と適用除外は、故意、重大な過失または犯罪行為により引き起こされた、生命または身体の健康を損なう契約不履行には適用されません。

両当事者は、この責任の制限を有効な条項として受け入れ、本「保証の内容と制限」からお客様が享受する便益が責任の制限と均衡していること、および、責任の制限としての売買価格相当額にハンガリーの民法第 314.(2) 項が適用されるものであることを表明します。

アイルランド

本保証の適用対象: 本条に次の項を追加します。

本書で明示的に規定する場合を除き、Sale of Goods Act 1893 または Sale of Goods and Supply of Services Act 1980 に基づく黙示の保証、およびその他のいかなる黙示の保証を含む法的な保証責任に代わるものとしします。

責任の制限: 本条の文を次のように置き換えます。

本条において、IBM の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であるかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して IBM が法的責任を負うべき IBM 側の行為、声明、懈怠、過失が含まれます。実質的同一の損失または損害という結果を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の IBM の帰責事由は、それらの中で最後に発生した日付で発生した 1 つの IBM の帰責事由として処理されます。

IBM の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が IBM に救済を求める状況が発生する場合があります。

本条では IBM の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

1. IBM は、IBM の過失により引き起こされた死亡または身体傷害については無限責任を負うものとしします。
2. 下記の IBM が責任を負わない項目を前提として、IBM は、IBM の過失の結果生じたお客様の有形固定資産への物的損害に対しては無限責任を負います。
3. 上記の第 1 項および第 2 項の規定を除き、1 件の IBM の責に帰すべき事由に基づき現実に発生した損害に対する IBM の責任は、1) 125,000 EUR または

2) 損害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格の 125% 相当額のいずれか高い方の金額を限度額とする金銭賠償責任に限られます。

IBM が責任を負わない項目

上記の第 1 項に記載された責任を除き、いかなる場合にあいても、IBM および IBM のサプライヤーならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては責任を負いません。

1. データの喪失、または損傷。
2. 特別損害、間接損害、またはその他の拡大損害。
3. 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

スロバキア

責任の制限: 最後の段落の後に次のように追加します。

この制限は、スロバキアの商法 §§ 373-386 により禁止される場合を除き適用されるものとします。

南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド

責任の制限: 本条に次のように追加します。

本「保証の内容と制限」内容に関し、IBM の不履行を含めたあらゆる状況で、お客様に現実発生した損害に対する IBM の責任は、損害発生の原因となった機械にお客様が支払った売買価格相当額を限度とする金銭賠償責任に限ります。

グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国 (英国)

責任の制限: 本条の文を次のように置き換えます。

本条において、IBM の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であるかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して IBM が法的責任を負うべき IBM 側の行為、声明、懈怠、過失が含まれます。実質的に、同一の損失または損害を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の IBM の帰責事由は、1 つの IBM の帰責事由として処理されます。

IBM の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が IBM に救済を求める状況が発生する場合があります。

本条では IBM の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

1. IBM は以下のものについては無限責任を負います。
 - a. IBM の過失により引き起こされた死亡または身体傷害。
 - b. Sale of Goods Act 1979 の第 12 条または Supply of Goods and Services Act 1982 の第 2 条に定める黙示の責任違反。
2. 下記の IBM が責任を負わない項目を前提として、IBM は、IBM の過失の結果生じたお客様の有形固定資産への物的損害に対しては無限責任を負います。
3. 上記の第 1 項および第 2 項の規定を除き、1 件の IBM の責に帰すべき事由に基づき現実発生した損害に対する IBM の責任は、いかなる場合も 1) 75,000 スターリング・ポンド、または 2) 損害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格または費用の 125% 相当額のいずれか高いほうの金額を限度額とする金銭賠償責任に限られます。

これらの制限は、IBM のサプライヤーおよび IBM ビジネス・パートナーにも適用されます。これらの制限は、IBM および IBM のサプライヤーならびにビジネス・パートナーが共同で責任を負う最大賠償額を示します。

IBM が責任を負わない項目

上記の第 1 項に記載された責任は除き、いかなる場合においても、IBM および IBM のサプライヤーならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。

1. データの喪失、または損傷。
2. 特別損害、間接損害、またはその他の拡大損害。
3. 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

第 3 章 - 保証情報

第 3 章は、保証期間、および IBM が提供する保証サービスの種類を含めて、本機械に適用される保証についての情報を規定します。

保証期間

保証期間は、国または地域によって異なり、下記の表で指定されます。

注：地域とは中国の香港もしくはマカオ特別行政区を意味します。

保証期間に「1 年オンサイト 3 年部品保証」と記載された機械については次のように保証サービスを提供します。

1. 保証期間 1 年目は、部品および保守作業は無償。
2. 保証期間 2 年目および 3 年目は、部品は無償、保守作業は有償。

マシン・タイプ 1700 および 1701

機械を購入した国または地域	保証期間	保証サービスの種類
世界共通	1 年	5
* 保証サービスの種類の凡例と説明については、「保証サービスの種類」の項を参照してください。		

保証サービスの種類

必要に応じて、IBM は、上記の表で機械に指定された保証サービスの種類に応じて、下記に記述する通りに修理または交換サービスを提供します。保証サービスは、IBM ビジネス・パートナー (IBM より保証サービスを実行することが認定されている場合に限り) によって提供される場合があります。サービスのご提供日時は、お客様のお問い合わせの時間、および部品の在庫状況によって異なります。サービスのレベルは、目標応答時間で設定されますが、保証されるものではありません。指定された保証サービスのレベルは、世界中のすべての地域で利用可能であるとは限りません。IBM の通常のサービス地域以外では追加料金がかかる場合があります。国および地域に固有の情報については、IBM 担当員または IBM ビジネス・パートナーにお問い合わせください。

1. カスタマー交換可能ユニット (CRU: Customer Replaceable Unit) サービス

IBM はお客様がご自身で導入できるように交換用 CRU をお客様に出荷します。CRU についての情報および交換手順のご案内は機械と一緒に出荷されます。また、お客様はこれらをいつでも IBM に要求し、入手することができます。IBM が Tier 1 と指定する CRU の導入はお客様ご自身の責任で行っていただきます。お客様の要請により IBM が Tier 1 CRU の導入を行った場合は、その料金を請求させていただきます。IBM が Tier 2 と指定する CRU はお客様ご自身で導入することができますが、対象の機械に関して指定された保証サービスの種類に基づき、追加料金なしで IBM に導入を要求することもできます。IBM は、取り外した (故障した) CRU を IBM に返却する必要があるかどうかを交換用 CRU に同梱される資料に指定するものとします。返却が必要な場合は、1) 返却の指示および返送用梱包材が交換用 CRU と一緒に出荷され、2) お

お客様が、故障した CRU を交換用 CRU の受領から 30 日以内に返却しない場合、IBM は交換用 CRU の代金を請求させていただきます。

2. オンサイト・サービス (IOS: IBM Onsite Service)

IBM または IBM ビジネス・パートナーが、お客様の機械設置場所で機械の修理または交換を行い、機械の動作を検証します。お客様は、IBM 機械の分解および再組み立てを行うことができる適切な作業場を提供する必要があります。作業場は、清潔で明るく、分解および再組み立てに適した場所であればなりません。機械によっては、修理のために、機械を IBM サービス・センターに送付する必要があります場合があります。

3. クーリエ・サービス (ICS: IBM Courier Service) *

お客様は、IBM が手配した引き取りサービスのために、故障した機械の接続をはずします。IBM は、IBM が指定するサービス・センターにお客様が機械を返送するための輸送用コンテナを提供します。宅配便業者が機械を回収し、指定されたサービス・センターに配送します。修理または交換後、IBM は、お客様の機械設置場所に機械を返送する手配をします。返送された機械の取り付けと検証は、お客様の責任となります。

4. 持ち込みまたは郵送サービス

お客様は、IBM が指定する方法で (別途 IBM が定める場合を除き、送料前払いで)、適切に梱包された機械を、IBM が指定する場所に配送または郵送します。IBM は、機械を修理または交換した後、お客様が回収できるようにします。郵送サービスの場合、IBM は、別途 IBM が定める場合を除き、IBM の費用負担で機械をお客様に返送します。受領後の機械の取り付けおよび検証は、お客様の責任で行います。

5. CRU + オンサイト・サービス

この種類の保証サービスは、上記 1 と 2 を組み合わせたものです (上記を参照)。

6. CRU + クーリエ・サービス

この種類の保証サービスは、上記 1 と 3 を組み合わせたものです (上記を参照)。

7. CRU + 持ち込みまたは郵送サービス

この種類の保証サービスは、上記 1 と 4 を組み合わせたものです (上記を参照)。

保証サービスの種類 5、6、または 7 が列挙されている場合、修理に際しどの保証サービスの種類が該当するかは IBM が決定するものとします。

* 一部の国では、このタイプのサービスは、ThinkPad EasyServ または EasyServ と呼ばれます。

IBM Machine Warranty WWW サイト

http://www.ibm.com/servers/support/machine_warranties/ には、全世界での『保証の内容と制限』の概要、IBM 定義の用語集、FAQ (よく尋ねられる質問)、および製品ごとのサポート情報へのリンクがある製品別サポートが掲載されています。上記のサイトでは、IBM の『保証の内容と制限』が、29 カ国語で表示されます。

保証サービスを受ける場合には、IBM または IBM ビジネス・パートナーにご連絡ください。カナダまたはアメリカ合衆国では、1-800-IBM-SERV (426-7378) に電話してください。EU 諸国では、下記の電話番号を参照してください。

EU 国別電話番号リスト

電話番号は、予告なしに変更される場合があります。本「保証の内容と制限」の送付日以降に EU に加盟した国における保証サービスの連絡先電話番号は、以下のリストにはまだ反映されていません。最新の電話番号リストについては、それぞれの国の IBM にお問い合わせいただくか、もしくは上記の Web サイトにアクセスしてください。

オーストリア -- +43-1-24592-5901	ラトビア -- +386-61-1796-699
ベルギー -- +32-70-23-3392	リトアニア -- +386-61-1796-699
キプロス -- +357-22-841100	ルクセンブルグ -- +352-298-977-5063
チェコ共和国 -- +420-2-7213-1316	マルタ -- +356-23-4175
デンマーク -- +45-4520-8200	オランダ -- +31-20-514-5770
エストニア -- +386-61-1796-699	ポーランド -- +48-22-878-6999
フィンランド -- +358-8001-4260	ポルトガル -- +351-21-892-7147
フランス -- +33-238-557-450	スロバキア -- +421-2-4954-1217
ドイツ -- +49-1805-253553	スロベニア -- +386-1-4796-699
ギリシャ -- +30-210-680-1700	スペイン -- +34-91-714-7983
ハンガリー -- +36-1-382-5720	スウェーデン -- +46-8-477-4420
アイルランド -- +353-1-815-4000	英国 -- +44-0870-550-0900
イタリア -- +39-800-820-094	

特記事項

本書は米国 IBM が提供する製品およびサービスについて作成したものです。

本書に記載の製品、サービス、または機能が日本においては提供されていない場合があります。日本で利用可能な製品、サービス、および機能については、日本 IBM の営業担当員にお尋ねください。本書で IBM 製品、プログラム、またはサービスに言及していても、その IBM 製品、プログラム、またはサービスのみが使用可能であることを意味するものではありません。これらに代えて、IBM の知的所有権を侵害することのない、機能的に同等の製品、プログラム、またはサービスを使用することができます。ただし、IBM 以外の製品とプログラムの操作またはサービスの評価および検証は、お客様の責任で行っていただきます。

IBM は、本書に記載されている内容に関して特許権 (特許出願中のものを含む) を保有している場合があります。本書の提供は、お客様にこれらの特許権について実施権を許諾することを意味するものではありません。実施権についてのお問い合わせは、書面にて下記宛先にお送りください。

〒106-0032

東京都港区六本木 3-2-31

IBM World Trade Asia Corporation
Licensing

IBM およびその直接または間接の子会社は、本書を特定物として現存するままの状態を提供し、商品性の保証、特定目的適合性の保証および法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示もしくは黙示の保証責任を負わないものとします。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証責任の制限が禁じられる場合、強行規定の制限を受けるものとします。

この情報には、技術的に不適切な記述や誤植を含む場合があります。本書は定期的に見直され、必要な変更は本書の次版に組み込まれます。IBM は予告なしに、随時、この文書に記載されている製品またはプログラムに対して、改良または変更を行うことがあります。

本書において IBM 以外の Web サイトに言及している場合がありますが、便宜のため記載しただけであり、決してそれらの Web サイトを推奨するものではありません。それらの Web サイトにある資料は、この IBM 製品の資料の一部ではありません。それらの Web サイトは、お客様の責任でご使用ください。

IBM は、お客様が提供するいかなる情報も、お客様に対してなんら義務も負うことのない、自ら適切と信ずる方法で、使用もしくは配布することができるものとします。

当版に関する特記事項

© Copyright International Business Machines Corporation 2004, 2005. All rights reserved.

商標

以下は、IBM Corporation の商標です。

Active Memory	IBM (ロゴ)	Tivoli
Active PCI	IntelliStation	TotalStorage
Active PCI-X	NetBAY	Update Connector
Alert on LAN	Netfinity	Wake on LAN
BladeCenter	Predictive Failure Analysis	XA-32
Chipkill	ServeRAID	XA-64
e-business ロゴ	ServerGuide	X-Architecture
@server	ServerProven	XpandOnDemand
FlashCopy	TechConnect	xSeries
IBM		

Intel、Intel Xeon、Itanium、および Pentium は、Intel Corporation の米国およびその他の国における商標です。

Microsoft、Windows、および Windows NT は、Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標です。

UNIX は、The Open Group の米国およびその他の国における登録商標です。

Java およびすべての Java 関連の商標およびロゴは、Sun Microsystems, Inc. の米国およびその他の国における商標または登録商標です。

Linux は、Linus Torvalds の米国およびその他の国における商標です。

他の会社名、製品名およびサービス名等はそれぞれ各社の商標です。

重要事項

IBM は、ServerProven[®] に登録されている他社製品およびサービスに関して、商品性、および特定目的適合性に関する黙示的な保証も含め、一切の保証責任を負いません。これらの製品は、第三者によってのみ提供および保証されます。

IBM は、他社製品に関して一切の保証責任を負いません。他社製品のサポートがある場合は、IBM ではなく第三者によって提供されます。

いくつかのソフトウェアは、その小売り版 (利用可能である場合) とは異なる場合があります。ユーザー・マニュアルまたはすべてのプログラム機能が含まれていない場合があります。

索引

日本語、数字、英字、特殊文字の順に配列されています。なお、濁音と半濁音は清音と同等に扱われています。

[ア行]

オンサイト・サービス 21

[カ行]

カスタマー交換可能ユニット (CRU: Customer Replaceable Unit) サービス 20
各国固有の条項 6
管轄権 6
機械または部品、交換 5
機械または部品の交換 5
共通条項、保証 3
クーリエ・サービス 21
固有の条項、各国 6

[サ行]

サービス
オンサイト 21
カスタマー交換可能ユニット (CRU) 20
クーリエ 21
持ち込み 21
CRU + オンサイト 21
サポート・ライン、電話番号 22
支援、入手 1
事項、重要 25
重要事項 25
種類、保証の 20
準抛法 6
条項、各国固有の 6
商標 24
責任の制限 5

[タ行]

特記事項 23

[ナ行]

入手、ヘルプ 1

[ハ行]

ヘルプ、入手 1
法、準抛 6
保証
期間 20
共通条項 3
サービス、利用方法 4
種類 20

[マ行]

持ち込みサービス 21

[ヤ行]

郵送サービス 21

[ラ行]

利用方法、保証サービスの 4

C

CRU + オンサイト・サービス 21

W

Web サイト
機械の保証 21
電話番号 22



部品番号: 41Y2417

(1P) P/N: 41Y2417



日本アイ・ビー・エム株式会社
〒106-8711 東京都港区六本木3-2-12